

【押印が省略できる書類の一覧(建設業許可)】

※下記に記載の無い実務経験確認書類の「契約書(写)」等については、従来どおり押印を確認いたします。

※行政書士が代理で作成した書類については、行政書士法施行規則第9条第2項に基づき、行政書士の記名押印が必要となります。

書類の名称	根拠法令名	様式番号	代理人の記名押印の可否
建設業許可申請書	建設業法施行規則	様式第一号	○
誓約書	〃	様式第六号	×
常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	〃	様式第七号	×
常勤役員等の略歴書	〃	様式第七号別紙	×
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	〃	様式第七号の二	×
常勤役員等の略歴書	〃	様式第七号の二別紙一	×
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	〃	様式第七号の二別紙二	×
健康保険等の加入状況	〃	様式第七号の三	×
専任技術者証明書(新規・変更)	〃	様式第八号	×(注1)
実務経験証明書	〃	様式第九号	×
指導監督的実務経験証明書	〃	様式第十号	×
許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	〃	様式第十二号	×
建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	〃	様式第十三号	×
変更届出書	〃	様式第二十二号の二	○
届出書	〃	様式第二十二号の三	○
廃業届	〃	様式第二十二号の四	○
譲渡及び譲受け認可申請書	〃	様式第二十二号の五	○
誓約書	〃	様式第二十二号の六	×
合併認可申請書	〃	様式第二十二号の七	○
分割認可申請書	〃	様式第二十二号の八	○
届出書	〃	様式第二十二号の九	○
相続認可申請書	〃	様式第二十二号の十	○
誓約書	〃	様式第二十二号の十一	×
届出書	〃	様式第二十二号の十二	○
変更届出書(決算変更届)	宮城県様式	—	○
訂正届出書	〃	—	○
委任状	—	—	—

(注1)専任技術者の交代に伴う削除の場合に限り、代理人の記名押印可。